

本部事務局の業務に関する規程

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）の本部事務局の業務に関する必要な事項を定めるものである。

2. 本部事務局の業務

本部事務局は以下の業務を担当する。

- 1) 総会、理事会、評議員会その他の委員会に関する事務
- 2) 各種の主催行事に関する事務
- 3) 会員の管理に関する事務
- 4) 会誌等の刊行に関する事務
- 5) 会費等の請求、徴収に関する事務
- 6) 予算、決算に関する事務
- 7) 現金、預金等の出納および保管に関する事務
- 8) 会計帳簿等の整理保管に関する事務
- 9) 給与に関する事務
- 10) 公印の保管
- 11) 設備の購入、保管ならびに処分に関する事務
- 12) その他の庶務および経理に関する事務

(附則)

この規程は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

(付記)

平成30年2月17日 制定（理事会承認）